

証券コード 6195

株式会社ホープ

定時株主総会 第24回 招集ご通知

開催
日時

平成29年9月27日（水曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

開催
場所

福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡
2階 ザ・レッド・ローズ

決議
事項

議案 取締役5名選任の件

目次

| | |
|-----------|----|
| 株主総会招集ご通知 | 1 |
| 招集ご通知提供書面 | |
| 事業報告 | 2 |
| 計算書類 | 24 |
| 監査報告 | 32 |
| 株主総会参考書類 | 36 |

証券コード 6195
平成29年9月12日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株 式 会 社 ホ ー プ
代表取締役社長 時 津 孝 康

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年9月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡
2階 ザ・レッド・ローズ
3. 目的事項
報告事項 第24期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 議 案 取締役5名選任の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zaigenkakuho.com>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されていたものの、国内企業の収益改善、株高、消費者マインドの改善が見られるなど、景気の流れは上向き傾向となりました。一方、世界的には、米国の大統領選以降、米国経済拡大への期待感の高まりからドル高/円安が進行し、米国経済は堅調に推移しているものの、イギリスのEU離脱や中国経済の減速などによる金融不安のため、引き続き景気の下振れリスクが残る先行き不透明な状況が続きました。

また、地方財政は、総務省発表の「地方財政の状況」（平成29年3月発表）によれば、平成27年度の歳入は101兆9,175億円（前年比0.2%減）、歳出は98兆4,052億円（同0.1%減）となっており、歳入・歳出共に減少する結果となりました。これは、東日本大震災分の決算規模の減少が、通常収支分の決算規模の増加を上回ったことによって、全体の決算規模が縮小したためです。歳入においては、地方税の増加等により、通常収支分は206億円増となったものの、地方債、国庫支出金の減少等により、東日本大震災分は1,866億円減となりました。歳出においては、性質別に見ると、公債費、普通建設事業費の減少に対し、扶助費、補助費等の増加により、通常収支分は596億円増となったものの、積立金の減少等により、東日本大震災分は1,772億円減となりました。また、歳入のうち、当社の行う財源確保支援サービスに関連する財産収入は、6,475億円（同2.2%増）となりました。一方で、歳出のうち、自治体の広報印刷物の外注作成費を含む需用費は1兆6,877億円（同2.1%減）、自治体業務の外部委託（BPO）に関する委託料は5兆4,676億円（同4.2%増）となりました。

当社を取り巻く広告業界におきましては、天災や先行き不安による国内消費の低迷、テロや世界的な保護主義の台頭などの懸念があったものの、引き続き前年実績を上回る結果となりました。経済産業省発表の「特定サービス産業動態統計調査」（平成29年3月発表）によれば、平成28年のわが国における広告業の売上高は6兆1,196億円（同2.3%増）となっており、7年連続の増加となっております。これは、リオデジャネイロ・オリンピック・パラリンピック、伊勢志摩サミット、インターネット広告のさらなる拡大などマーケティング活動の活発化によるものです。業務種類別では、「4媒体広告（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）」（同0.2%増）、「屋外広告」（同1.7%増）、「SP・PR・催事企

画] (同0.5%増)、[インターネット広告] (同13.5%増)、[その他] (同5.4%増)が増加した一方、[交通広告] (同1.8%減)、[折込み・ダイレクトメール] (同2.4%減)、[海外広告] (同2.4%減)が減少しております。

このような環境の中で、当社は、マーケット・シェアを高めるために、引き続き全国的に財源確保支援サービスの展開を図り、その網羅性を高めてまいりました。特に、自治体の配布する冊子を当社にて作成し、寄贈するMC (メディアクリエーション) サービスの展開に注力してまいりました。新たに契約獲得が増加した「空き家対策」に特化した媒体は、先んじて拡大させてきた子育て情報冊子に比べページが少なく、この影響により全体としては平均ページ数が減少しました。また、予定していた人員確保が進まず当初の計画からの人員不足が影響し、特にMCサービスの新規広告主獲得に必要な営業人員が不足したため、人件費等の減少を上回る値引き販売や機会損失が発生し、冊子数の増加はできたものの一冊子当たりの収益性の計画からの下方乖離が顕著に表れました。

この結果、売上高は1,774,883千円と前期に比べ182,546千円 (11.5%増) の増収となり、営業利益は23,923千円と前期に比べ121,422千円 (83.5%減) の減益、経常利益は34,626千円と前期に比べ112,104千円 (76.4%減) の減益、当期純利益は17,949千円と前期に比べ74,420千円 (80.6%減) の減益となりました。

なお、当社はP P S (Public Private Sharing) 事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

特記すべき設備投資はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 21 期 (平成26年6月期) | 第 22 期 (平成27年6月期) | 第 23 期 (平成28年6月期) | 第 24 期 (当事業年度) (平成29年6月期) |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 635,920 | 1,142,260 | 1,592,336 | 1,774,883 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | △30,559 | 71,258 | 146,730 | 34,626 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | △34,630 | 47,585 | 92,370 | 17,949 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △29,398.04 | 40,395.22 | 77.24 | 12.89 |
| 総 資 産 (千円) | 850,244 | 1,231,279 | 1,593,714 | 1,681,038 |
| 純 資 産 (千円) | 176,907 | 224,630 | 549,456 | 571,789 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 15,915.42 | 56,427.67 | 395.15 | 409.56 |

(注) 1. 当社は、平成28年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を計算しております。なお、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合、1株当たり指標の推移を参考までに掲げますと、以下のとおりとなります。

| 区 分 | 第 21 期 (平成26年6月期) | 第 22 期 (平成27年6月期) | 第 23 期 (平成28年6月期) | 第 24 期 (当事業年度) (平成29年6月期) |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △29.40 | 40.40 | 77.24 | 12.89 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 15.92 | 56.43 | 395.15 | 409.56 |

2. 各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第21期……経常利益及び当期純利益が著しく落ち込んでおりますが、これは、平成25年度に係る入札価額の増大が引き続き影響したこと、翌事業年度以降における継続的な事業の展開のための先行投資として、人員の確保を進めたことによる販売費及び一般管理費の増加によるものであります。なお、第21期は決算日を9月30日から6月30日に変更したことにより9か月間の変則決算となっております。

第22期……人員増加とともに、事業規模が順調に拡大し、売上高が大きく増加したことからであります。

第23期……人員増加に加えて、MCサービスの拡大により、売上高が大きく増加したことからであります。

当事業年度…既述の「(1)事業の経過及びその成果」をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

財源確保支援サービスにおいては、平成29年6月末現在458自治体との契約を獲得しています。しかしながら、自治体の総数が1,963（都道府県、市町村、東京都の特別区部、政令指定都市の行政区の合計数（平成29年6月末現在））に及ぶ中で、23.3%程度にとどまっており、引き続きシェアの拡大を加速化させることが課題であると考えております。また、地方創生実現のために、様々な自治体に移住定住の促進や観光に力を入れており、これまでの自治体取引のノウハウを活かすことで、これらの分野への挑戦を加速化することが重要であると考えております。既存事業にかかるシェア拡大の加速化、新事業の開発等を成し遂げるためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

① DS（デッドスペース）サービスの拡大と収益性の改善及び向上

当社が継続的にDSサービスを収益事業として位置付けていくためには、DSサービスにおける対面市場の拡大を実現し、収益規模を押し上げつつ、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策の一つとして、小規模な自治体における広告事業の活性化を図るため、自治体と広告主を直接つなぐエリア限定の自治体広告のマッチングプラットフォーム（注）を開発・運営開始いたしました。これは、十分に広告媒体が登録され、利用者である広告主に多種多様な利用機会を提供することが重要となります。しかしながら、自治体との新規契約また自治体による媒体登録は未だ充分と言える水準にはなく、契約締結事務等の効率化や利便性をより高める等により魅力度を向上させるための対策が必要であると考えております。また、従前からのDSサービスについても中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったPDCAサイクルの運用を行うことが重要であると考えております。

（注） 継続的に更新される商材データベースを元に受注を自動化するシステム。

② MCサービスの媒体の拡大と制作体制の強化及び販売体制の改善

現在当社のMCサービスにおける主力メディア・コンテンツは従前の「子育て情報冊子」に加え「空き家対策冊子」となっております。新しく主力となった「空き家対策冊子」は、人口の減少に起因した空き家住宅等の集積が居住環境や地域活性化を阻害している問題について、国土交通省が実施する「空き家再生等推進事業」を背景に、自治体への提案を経て当社が作成したメディア・コンテンツです。これ以外にも、国が進めている政策に関連して、防災に関するもの、介護に関するもの、婚姻に関するものなどがあり、今後MCサービスは一層広告媒体の拡大という多様性への対応が必要であると考えております。

当社においては、このようなニーズに対応可能な制作体制の確保が課題であると同時に、自治体の予算執行の観点から同時期に作業が集中する傾向が強いため、これに柔軟に対応できる体制へ制作体制を強化することが課題であると考えております。また、同時にMCサービスの新規広告主獲得に必要な営業人員の確保も課題であると考えております。当期において、当初の業績予想と大きく乖離することとなった大きな要因である人員不足を解消し、値引き販売や機会損失を可能な限り抑えることで収益性を改善していくことが重要であると考えております。

③ 情報プラットフォームの双方向性・収益性の確保

当社の情報プラットフォームサービスは地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービスを基本とし、ユーザー目線で再編集することで、自治体コンテンツの横断的な検索・閲覧が可能となっています。しかしながら、情報発信と整理のみにとどまっている現状は地域住民と自治体とのコミュニケーションの確保という点では一方通行の状態でしかありません。今後、この情報プラットフォームを通じて、地域住民が具体的なアクションを同一画面上で可能とするソリューションプラットフォーム（双方向プラットフォーム）に進化させることが、同サービスの課題であると考えております。

また、このような双方向性の確保に加えて収益性の確保も重要であると考えております。当社がこのサービスを始めて約4年経過したため、マネタイズフェーズへ転換する時期であると考えております。そのためには、コンテンツの拡充を行い、MAU(注)の増加を足がかりとしてより付加価値の高いサービスへ変化させることが課題であると考えております。

(注) 会員制のWebサイトやネットサービス、スマートフォンアプリなどで、ある1か月の間に一回でも利用や活動のあった利用者の数。

④ 新規事業への挑戦

P P S事業は行政政策の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が今後独自の成長を果たすためには、P P S事業のリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

⑤ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、当社の企業理念に意志の合致した人材の採用を進めるとともに、モチベーションの向上に繋がる教育制度の構築に積極的に取り組んでまいります。

⑥ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉に、自治体の自主財源確保を支援するP P S事業を行っております。なお、P P Sとは、自治体が有する公共資産等を民間と共有することで、自治体には自主財源の確保を、民間には事業活動や販売促進活動の機会を提供するという両者双繁栄のサービスを行うことを意味しております。当社はP P S事業の単一セグメントであります。P P S事業を、その事業モデルに応じて「財源確保支援サービス」、「B P O（ビジネスプロセスアウトソーシング）支援サービス（旧営業活動支援サービス）」、「情報プラットフォームサービス」及び当事業年度から新たに開始した「マーケットプレイスサービス」の4つのサービスに区分しております。

P P S事業における各サービスの具体的な内容は次のとおりであります。

① 財源確保支援サービス

財源確保支援サービスでは、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するD Sサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するMCサービスを行っております。なお、財源確保支援サービスは現在当社の主たるサービスであり、売上高の大半を占めております。

i. D Sサービス

D Sサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

ii. MCサービス

MCサービスは、住民向けに自治体が発行する子育て情報冊子等について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子等を自治体に寄贈するサービスであります。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業

やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子等の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

② BPO支援サービス(旧営業活動支援サービス)

BPO支援サービスでは、自治体に対し商品やサービスのニーズ等に関する調査を行う「マーケティングリサーチサービス」、及び自治体が抱えるインバウンドを含む観光誘致や移住定住促進に関することなどの課題を解消し、地域の活性化を図るため、企画立案・実行、効果検証、次の施策に繋がる提案まで一括したソリューションを提供する「ビジネスプロセスコンサルティングサービス」を行っております。

③ 情報プラットフォームサービス

情報プラットフォームサービスは、自治体が発行する広報紙を含め様々な紙媒体の情報メディアを発行自治体との協定に基づき電子メディア化しスマートフォン対応アプリ「マチイロ(旧i広報紙)」に掲載するサービス、及び発信情報を住民目線で再編集し、同アプリで閲覧できるサービス(地域住民向け自治体コンテンツのキュレーションサービス(注))を行っております。なお、キュレーションサービスは「子ども(子育て)」「イベント」「福祉(介護)」「仕事」といったテーマごとの切り口で自治体情報を横断的に閲覧できるサービスです。現在、自治体による広報紙等の掲載、ユーザーによるダウンロードや情報の閲覧といったサービスは無料で提供しており、アプリ内に掲示される広告により収入を得ております。平成29年6月現在、548の自治体がマチイロを導入しており、ダウンロード数も約21万に達しております。

(注) ウェブ上のコンテンツを、ある特定のテーマや切り口で読みやすくまとめ、編集・共有・公開するサービス。

④ マーケットプレイスサービス

マーケットプレイスサービスは、当事業年度から新たに開始したサービスであり、自治体広告やエリア限定の広告に特化したマーケットプレイス「LAMP」の運営を行っております。

これにより、自治体は、広告媒体の登録や広告主の募集・管理をLAMP上にて一元的に行うことができるため、自治体の業務負担が軽減され、効果的かつ効率的な広告募集が可能となります。また、当社はこれまでは収益性の観点から自治体広告サービスの提供が困難であった小規模自治体に対してもサービス提供を行うことが可能となっております。

(7) 主要な事業所

| 名称 | 所在地 |
|------|--------|
| 福岡本社 | 福岡県福岡市 |

(8) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 116 (15) 名 | 37名増 | 27.1歳 | 2.0年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム一、派遣社員）は最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。
2. 当社は、P P S 事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（他の会社の株式の取得の状況）

当社は、平成29年3月23日付でTrim株式会社（以下、同社）との間で、同社の第三者割当増資による株式引受契約及び同社との包括的業務提携契約を締結いたしました。この契約により、平成29年3月24日付で同社の普通株式1,000株を48,500千円（増資後の議決権所有割合20.28%）で取得し、その結果、同社は当社の関連会社となりました。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|----------|---------|
| 株式会社佐賀銀行 | 7,517千円 |

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,712,000株

(2) 発行済株式の総数 1,394,200株（うち自己株式71株）

(注) 1. 平成28年10月5日付の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,000株増加しております。

2. 平成28年10月18日付の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,000株増加しております。

3. 平成28年10月24日付の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 1,474名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 E . T . | 338,000株 | 24.24% |
| 時 津 孝 康 | 272,000 | 19.51 |
| 久 家 昌 起 | 76,000 | 5.45 |
| 中 村 望 | 36,000 | 2.58 |
| 株式会社 S B I 証券 | 31,600 | 2.26 |
| 岸 哲 也 | 20,000 | 1.43 |
| 岸 政 代 | 20,000 | 1.43 |
| 初 雁 益 夫 | 15,000 | 1.07 |
| マネックス証券株式会社 | 13,300 | 0.95 |
| 西 村 起 一 | 13,000 | 0.93 |

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年1月14日の取締役会決議に基づき、第2回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| 銘 | 柄 | 第2回新株予約権 |
|-------------------------------------|---|--|
| 発行決議の日 | | 平成26年1月14日 |
| 交付された者の人数 | | |
| 当社取締役（社外取締役を除く。） | | 2名 |
| 当社従業員 | | 5名 |
| 新株予約権の数 | | 103個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式 103株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 3,000円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 649,351円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 平成26年10月1日～ 平成32年12月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | | 発行価格 652,351円 資本組入額 326,176円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | | <p>①平成26年6月期の損益計算書に平成25年9月期における第4四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は平成27年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。</p> <p>②権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

- (注) 1. 当社は、平成28年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。
2. 平成29年6月30日現在において交付時より新株予約権の数が減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・権利行使による減少分66個

当社は、平成28年8月9日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2017年度第1回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 銘 | 柄 | 株式会社ホープ 2017年度第1回新株予約権 |
| 発行決議の日 | | 平成28年8月9日 |
| 交付された者の人数 当社従業員 | | 43名 |
| 新株予約権の数 | | 433個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式 43,300株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 8,000円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 1,603円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 平成29年10月1日～ 平成32年8月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | | 発行価格 1,603円 資本組入額 801.5円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | | (注) 1 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

(注) 1. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、平成29年6月期から平成31年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書、以下同じ）の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1個未満切り捨て）を行使することができる。

- ①平成29年6月期の経常利益が177百万円を達成した場合、20%のみ行使可能。
- ②平成30年6月期の経常利益が212百万円を達成した場合、50%のみ行使可能。
- ③平成31年6月期の経常利益が255百万円を達成した場合、すべて行使可能。

ただし、平成29年6月期から平成31年6月期の経常利益が147百万円を1回でも下回った場合、すでに権利行使可能となっている分を除き権利行使できない。

2. 失効による減少数433個

当社は、平成28年8月9日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| 銘 | 柄 | 株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権 |
| 発行決議の日 | | 平成28年8月9日 |
| 交付された者の人数 当社取締役（社外取締役を除く。） | | 1名 |
| 新株予約権の数 | | 695個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式 69,500株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 1,000円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 1,603円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 平成29年10月1日～ 平成38年8月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | | 発行価格 1,603円 資本組入額 801.5円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | | 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|--------------------------------|--|
| 代表取締役社長 | 時 津 孝 康 | CEO |
| 取 締 役 | 森 新 平 | COO 販売、購買、入札部門担当 |
| 取 締 役 | 久 家 昌 起 | BPO支援サービス部門担当 |
| 取 締 役 | 大 島 研 介 | CFO 管理部門担当 |
| 取 締 役 | 松 本 真 輔 | 中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社エスエルディー社外監査役 株式会社ユーザベース社外監査役 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 常勤監査役 | 松 山 孝 明 | |
| 監 査 役 | 河 上 康 洋 | 河上康洋税理士事務所所長 合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員 |
| 監 査 役 | 徳 臣 啓 至 (職名：前田啓至 (司法書士)) | 大手門司法書士事務所代表 |

- (注) 1. 取締役松本真輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び徳臣啓至氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成29年3月1日開催の臨時株主総会において、監査役山本宣哉氏は健康上の理由により退任いたしました。
- ② 平成29年3月1日開催の臨時株主総会において、松山孝明氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏 名 | 異 動 前 | 異 動 後 | 異 動 年 月 日 |
|---------|-----------|---------------------|------------|
| 時 津 孝 康 | — | CEO | 平成29年6月19日 |
| 森 新 平 | 販売部門担当 | COO 販売、購買、入札部門担当 | 平成29年6月19日 |
| 久 家 昌 起 | 購買・入札部門担当 | BPO支援サービス部門担当 | 平成29年6月19日 |
| 大 島 研 介 | 管理部門担当 | CFO 管理部門担当 | 平成29年6月19日 |

7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 5名 (1) | 46,950千円 (1,800) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4 (4) | 5,250 (5,250) |
| 計 (うち社外役員) | 9 (5) | 52,200 (7,050) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成27年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。
2. 上記には、平成29年3月1日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所パートナー、株式会社エスエルディー社外監査役、株式会社ユーザベース社外監査役、並びに早稲田大学大学院法務研究科教授であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役徳臣啓至氏は、大手門司法書士事務所代表であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 松 本 真 輔 | 当事業年度開催の取締役会全17回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 常勤監査役 | 山 本 宣 哉 | 平成29年3月1日退任までの、当事業年度開催の取締役会全12回、監査役会全10回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 常勤監査役 | 松 山 孝 明 | 監査役就任後、当事業年度開催の取締役会全5回、監査役会全5回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 河 上 康 洋 | 当事業年度開催の取締役会全17回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 徳 臣 啓 至 | 当事業年度開催の取締役会全17回、監査役会全15回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に司法書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - ・当社は、取締役会規程を初めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・プライバシーマーク及びISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置く。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保
- 取締役会については、定例取締役会を12回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001：2013の認証に係る維持審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

④ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

経営管理部スタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして引き続き設置しており、監査役の職務を補助しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないべく努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,550,205 | 流動負債 | 1,109,249 |
| 現金及び預金 | 368,531 | 買掛金 | 900,279 |
| 売掛金 | 289,881 | 1年内返済予定の長期借入金 | 8,756 |
| 商品及び製品 | 810,803 | 未払金 | 18,577 |
| 仕掛品 | 82 | 未払費用 | 46,764 |
| 貯蔵品 | 176 | 前受金 | 121,968 |
| 前払費用 | 6,814 | 預り金 | 3,562 |
| 繰延税金資産 | 1,671 | その他の | 9,340 |
| その他の | 73,408 | 負債合計 | 1,109,249 |
| 貸倒引当金 | △1,164 | | |
| 固定資産 | 130,833 | (純資産の部) | |
| 有形固定資産 | 5,627 | 株主資本 | 570,839 |
| 建物 | 2,052 | 資本金 | 246,945 |
| 車両運搬具 | 255 | 資本剰余金 | 200,745 |
| 工具、器具及び備品 | 3,319 | 資本準備金 | 200,745 |
| 無形固定資産 | 25,039 | 利益剰余金 | 123,302 |
| ソフトウェア | 25,039 | その他利益剰余金 | 123,302 |
| 投資その他の資産 | 100,166 | 繰越利益剰余金 | 123,302 |
| 投資有価証券 | 3,428 | 自己株式 | △153 |
| 関係会社株式 | 48,500 | 評価・換算差額等 | 143 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 182 | その他有価証券評価差額金 | 143 |
| 破産更生債権等 | 6,327 | 新株予約権 | 806 |
| 繰延税金資産 | 3,149 | 純資産合計 | 571,789 |
| 敷金及び保証金 | 44,896 | | |
| その他の | 9 | 負債・純資産合計 | 1,681,038 |
| 貸倒引当金 | △6,327 | | |
| 資産合計 | 1,681,038 | | |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(自 平成28年 7月 1日)
(至 平成29年 6月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 1,774,883 |
| 売 上 原 価 | | 1,143,936 |
| 売 上 総 利 益 | | 630,947 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 607,023 |
| 営 業 利 益 | | 23,923 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 10 | |
| 受 取 配 当 金 | 17 | |
| 違 約 金 収 入 | 3,940 | |
| 助 成 金 収 入 | 7,500 | |
| そ の 他 | 1,258 | 12,727 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 197 | |
| 支 払 手 数 料 | 1,500 | |
| 株 式 交 付 費 | 286 | |
| そ の 他 | 41 | 2,025 |
| 経 常 利 益 | | 34,626 |
| 特 別 利 益 | | |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 3,464 | 3,464 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 38,090 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 18,694 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,445 | 20,140 |
| 当 期 純 利 益 | | 17,949 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年7月1日)
(至 平成29年6月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株 主 資 本 計 |
|---------------------|---------|-----------|---------|-----------|-------------|---------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | |
| | | 資本準備金 | 資 剰 余 金 | 本 剰 余 金 | そ の 他 剰 余 金 | の 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 245,639 | 199,439 | 199,439 | 105,353 | 105,353 | - | 550,432 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 1,306 | 1,306 | 1,306 | | | | 2,612 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | 17,949 | 17,949 | | 17,949 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △153 | △153 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,306 | 1,306 | 1,306 | 17,949 | 17,949 | △153 | 20,407 | |
| 当 期 末 残 高 | 246,945 | 200,745 | 200,745 | 123,302 | 123,302 | △153 | 570,839 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------------------|-----------------|-----------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | |
| 当 期 首 残 高 | △1,099 | △1,099 | 123 | 549,456 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | 2,612 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 17,949 |
| 自己株式の取得 | | | | △153 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,242 | 1,242 | 683 | 1,925 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,242 | 1,242 | 683 | 22,333 |
| 当 期 末 残 高 | 143 | 143 | 806 | 571,789 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-----|
| 建物 | 10年 |
| 車両運搬具 | 5～6 |
| 工具、器具及び備品 | 2～8 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 12,242千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 1,390,200 | 4,000 | － | 1,394,200 |
| 合計 | 1,390,200 | 4,000 | － | 1,394,200 |

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 4,000株

2. 自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | － | 71 | － | 71 |
| 合計 | － | 71 | － | 71 |

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 71株

3. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

| 新株予約権の目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式数(株) | | | |
|----------------------|-------------------|---------|---------|--------|
| | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式 | 41,000 | － | 4,000 | 37,000 |

(注) 新株予約権の目的となる株式数の減少の内訳は、権利行使によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|---------------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却超過額 | 2,187千円 |
| 貸倒引当金 | 2,284 |
| 未払社会保険料 | 1,621 |
| その他 | 1,742 |
| 繰延税金資産小計 | <u>7,836</u> |
| 評価性引当額 | <u>△2,014</u> |
| 繰延税金資産合計 | 5,821 |
| 繰延税金負債 | |
| 未収還付事業税 | △936 |
| その他有価証券評価差額金 | <u>△63</u> |
| 繰延税金負債合計 | <u>△999</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>4,821</u> |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金 | 368,531 | 368,531 | — |
| (2) 売掛金 | 289,881 | 289,881 | — |
| (3) 投資有価証券 | 3,428 | 3,428 | — |
| 資産計 | 661,840 | 661,840 | — |
| (1) 買掛金 | (900,279) | (900,279) | — |
| (2) 長期借入金 | (8,756) | (8,764) | 8 |
| 負債計 | (909,035) | (909,044) | 8 |

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおりません。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 409円56銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 12円89銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年8月9日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川畑 秀二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西元 浩文 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月16日

株式会社ホープ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 山 孝 明 ㊟

監査役（社外監査役） 河 上 康 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 徳 臣 啓 至 ㊟

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|----------------|
| 1 | ときつ たかやす 時津 孝康 (昭和56年1月22日生) | 平成17年2月 (有)ホープ・キャピタル(現 当社) 代表取締役社長(現任) 平成29年6月 当社CEO(現任) | 610,000株 |
| 2 | くげ まさき 久家 昌起 (昭和57年2月12日生) | 平成12年8月 久留米アスコン(株)入社 平成19年1月 当社入社 平成19年8月 当社取締役(現任) 平成28年7月 当社PPP推進(現 財産活用促進)部長 平成28年7月 当社P P S事業本部長 | 76,000株 |
| 3 | もり しんぺい 森 新平 (昭和58年4月30日生) | 平成20年4月 当社入社 平成23年11月 当社取締役(現任) 平成25年5月 当社セールスプロモーション部長 平成26年10月 当社メディアクリエーション部長 平成28年7月 当社人事部長兼経営企画部長 平成29年6月 当社COO(現任) | 12,500株 |
| 4 | おおしま けんすけ 大島 研介 (昭和56年11月25日生) | 平成23年10月 当社入社 平成25年5月 当社管理(現 経営管理)部長 平成25年12月 当社取締役(現任) 平成29年6月 当社CFO(現任) | 3,100株 |
| 5 | まつもと しんすけ 松本 真輔 (昭和45年4月17日生) | 平成9年4月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 平成11年10月 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 平成15年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 中村・角田法律事務所入所 平成17年1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任) 平成24年6月 (株)エスエルディー社外監査役(現任) 平成26年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授(現任) 平成28年2月 当社社外取締役(現任) 平成28年3月 (株)ユーザベース社外監査役(現任) | 一株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松本真輔氏は、社外取締役候補者であります。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 松本真輔氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員になること以外の方法で過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適していると判断したためであります。
4. 松本真輔氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7か月となります。
5. 当社は、取締役全員（5名）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松本真輔氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 代表取締役社長時津孝康の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社E.T. が保有する株式数も含んでおります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

住所 福岡県福岡市博多区住吉一丁目2番82号
会場名 グランド・ハイアット・福岡
2階 ザ・レッド・ローズ
電話 (092) 282-1234

